

民族差別を煽るヘイトスピーチデモで申し入れ 日本共産党名古屋市議団 (5月29日)

日本共産党名古屋市議団は5月29日、名古屋市に対し、5月31日に予定されているヘイトスピーチデモの「集合場所の公園の使用許可」の取り消しを求めて申し入れました。

ヘイトスピーチデモの主催は「行動する保守運動」、現場責任者は、ヘイトデモの代表的団体「在特会」の元会長（桜井誠）でした。在特会は、その活動が2014年の国連人権委員会で厳しく批判され、日本政府に早急な対応を求める勧告が出されています。

申し入れに対し、当局は「現在、取り締まる条例がない以上、許可の取り消しは出来かねる」という回答でした。

名古屋市会は昨年10月に意見書採択

名古屋市会は昨年10月に「ヘイトスピーチに関する意見書」を採決し、政府に早急な対策を講ずるよう要望

(参考) 2014年9月議会本会議で全会一致で採択された意見書
ヘイトスピーチ対策に関する意見書

昨今、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動、いわゆるヘイトスピーチが行われており、この言動に対して反対する声が高まりつつある。このような中、平成26年7月8日には、大阪高等裁判所が、ヘイトスピーチを行った団体の発言を人種差別撤廃条約にいう人種差別に該当すると認定するとともに、同団体の示威活動等の行為が表現の自由によって保護されるべき範囲を超えていると判断した。また、報道によれば、国連人種差別撤廃委員会は、在日韓国・朝鮮人らを対象としたヘイトスピーチに関連して、人種差別の禁止に向けて特定もしくは包括的な法整備を行うよう日本政府へ勧告したと伝えられている。よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、ヘイトスピーチに対する早急な対策を講ずるよう強く要望する。

しています。

言葉で人を傷つけてもいいのか

ヘイトデモでは、日の丸や旭日旗をなびかせて、白昼堂々「大人たちが」ヘイトを撒き散らしながら行進する。言葉でどれだけ人を傷つけてもいい、そんな自由が許されているはずはありません。



市役所での申し入れ

ヘイトスピーチデモの抗議アクション

31日の”ヘイトスピーチ”デモの抗議アクションの現場では、「市議団の申し入れ、ネットで知りました。共産党はすぐ動いてくれる」「ヘイトを取り締まる条例をつくって欲しい。大阪とか他のところの共産党さんにも頑張ってもらいたい」「不気味だ」「異様だ。子どもには見せたくない」などの不安の声や激励、切実な要望の声を頂きました。

勇気をもって声をあげている人たちと力を合わせて、差別をなくしていくために力を尽くします。



5月31日のヘイトスピーチデモに関する緊急の申し入れ

昨今大きな問題となっている、民族差別を煽るヘイトスピーチデモが、久屋大通公園を集合場所として5月31日に行われようとしています。名古屋市は5月26日付で使用許可を出しています。

「在日特権を許さない市民の会」（在特会）のホームページによれば、この集会の主催は「行動する保守運動」、現場責任者は、在特会の前会長・桜井誠となっています。在特会は、その活動が2014年の国連人権委員会において、人種差別撤廃条約で禁止されている差別に該当するものとして厳しく非難され、日本政府に早急な対応を求める勧告が出されています。

日本国内でも、京都朝鮮学校襲撃事件に対し、大阪高裁が懲役刑を含む有罪判決を出し、最高裁は事件を人種差別に当たると認め、損害賠償支払いと同学校周辺でのデモ禁

止を命じる判決を出しています。

しかし、在特会は、なんら反省せず、各地でヘイトスピーチデモを続けています。

名古屋市会は昨年10月1日付で、「ヘイトスピーチに関する意見書」を採択し、「国会及び政府に対し、ヘイトスピーチに対する早急な対策を講ずるよう強く要望」しています。ヘイトスピーチは、表現・集会の自由とは無縁の暴力的な差別行為であり、市民の安全を害する恐れがあり、名古屋市都市公園条例の許可条件にはあたりません。

よって、下記の申し入れをします。

記

1. 5月31日の久屋大通公園（南噴水広場）の使用許可を取り消すこと。